

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		免状返納命令に係る違反事項通知
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		消防法
条 項		第 1 3 条 の 2 第 5 項、第 1 7 条 の 7 第 2 項
所 管 課		消防局 予防部 査察指導課 (電話: 048-833-7038)
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	未設定 総務省消防庁が策定した「消防設備士免状の返納命令に関する運用基準」及び「危険物取扱者免状の返納命令に関する運用基準」に従い、全国統一的に運用しているため。
	備 考	